

犯罪被害者支援条例 世田谷区 4月1日施行で都内自治体はようやく6市区に

伊藤久雄（NPO法人まちぼっとスタッフ）

以下は、世田谷区の条例施行を伝える東京新聞の記事である。

『東京都世田谷区は4月1日、犯罪被害に遭った人をサポートする犯罪被害者支援条例を施行する。同様の条例は昨年4月時点で、政令市を含め全国863区市町村が整備しているが、刑法犯認知件数が全国トップの東京都は、62区市町村中わずか5区市にとどまる。専門家は条例に基づく支援体制づくりの重要性を指摘する。（三宅千智）』

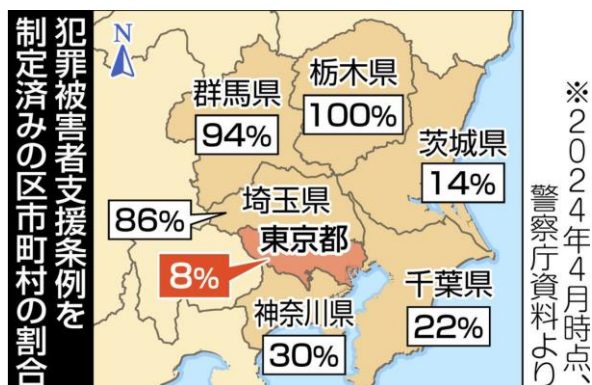
都内自治体の条例策定は、東京都のほか中野区、杉並区、国分寺市、多摩市、日野市に加えて、世田谷区でようやく6区市になった。なぜ都内市区町村の条例策定は少ないのか、現状を考えたと思う。

1. 東京都内の条例策定はなぜ少ないか

都内の条例が少ないことについて、東京新聞の続報と白梅学園大の尾崎万帆子准教授（被害者学）のコメントがある。

『都内で制定しているのは杉並、中野の2区と日野、多摩、国分寺の3市。未制定のある区の担当者は「条例は検討していない。犯罪被害に遭った人には都条例の見舞金制度などを紹介している」とした。』

『犯罪被害者の支援に詳しい白梅学園大の尾崎万帆子准教授（被害者学）は、都内で制定が進まない理由について「都条例が既にあるため、『これ以上自分たちにやることはないので』という意識が区市町村側にあるのではないかと指摘。『被害者の困り事への対応や長期的なケアなどのきめ細かい支援は、住民に身近な区市町村にこそ求められている。条例があることによって被害者の権利が明記され、自治体側も条例を根拠に動きやすくなる』と強調した。』確かに、下図をみても都内市区町村の条例制定は少ない。



（東京新聞より）

栃木県は 100%だが、秋田県、宮城県、栃木県、岐阜県、静岡県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、佐賀県、長崎県及び大分県の 12 県では全市町村が条例を制定している（令和 6 年度犯罪被害者白書第 2 部第 4 章支援等のための体制整備への取組「トピックス 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況」-地方自治研究機構の「条例の動き」から転載）。

2. 都内自治体の条例

先に紹介した白梅学園大の尾崎万帆子准教授が指摘する「被害者の困り事への対応や長期的なケアなどのきめ細かい支援は、住民に身近な区市町村にこそ求められている。条例があることによって被害者の権利が明記され、自治体側も条例を根拠に動きやすくなる」ことを受け止め、都内自治体も条例制定に早急に取り組むことを求めたい。

私（伊藤）は」かつて「犯罪被害者等支援条例の制定状況と今後の課題」をまちぼっとリサーチに掲載したことがある（まちぼっとリサーチ 2023/4/17 掲載）。この時からおよそ 2 年。ようやく世田谷区で策定、施行したことになる。

この時は、東京弁護士会が 2021 年 3 月 29 日に公表した「東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明」の全文を紹介し、未策定の市区町村に奮起を促したのだが、いまだに「都条例が既にあるため、『これ以上自分たちにやることはないのでは』という意識が区市町村側にある」としたら残念である。

なお、まちぼっとリサーチで紹介した条例の内容は以下のとおり。

都内市区町村の区犯罪被害者等支援条例 の制定状況													
	施行日	基本理念	市区町村の責務	市民の責務	連携協力	基本的施策							
						相談・情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成
民間支援団体に対する援助													
中野区	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
杉並区	平成18年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—
国分寺市	平成25年2月1日	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—
多摩市	平成25年2月1日	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—
※条例名は4自治体とも「犯罪被害者等支援条例」である。													

※日野市の条例は日野市被害者、遺族等支援条例」である。この条例は次のように「犯

罪被害者」だけでなく、広く対象者を規定している。

＜日野市条例における支援の対象者＞

- (1) 犯罪被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (2) 不慮の事故に遭遇した者及びその遺族又は家族
- (3) 災害で被害を受けた者及びその遺族又は家族
- (4) 善意の第三者として被害にあった者及びその遺族又は家族
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

▽ ▽ ▽

世田谷区の条例（４月１日施行）には前文がある。その全文を紹介する。

＜世田谷区犯罪被害者等支援条例＞

犯罪の被害を受けることは、誰にでも起こり得ることであり、その影響により、犯罪の被害を受けた者のこれまでの生活は一変します。犯罪被害者本人、その家族又は遺族は、身体的傷害や経済的損失を被り、生活が困難になってしまうほか、いわれのない誹謗中傷や偏見による差別等の精神的苦痛に悩まされる場合もあります。

このような状況から、犯罪被害者等ができる限り速やかに安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、地域社会全体で、区民一人ひとりが、これらの犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮することが必要です。

区は、犯罪被害者等が被った不利益の回復又は軽減を図ること及び犯罪被害者等の尊厳を尊重し、犯罪被害者等に対して優しい地域社会を構築していくことを目指し、この条例を制定します。

※犯罪被害者等の定義

犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として区長が認める者をいう。

▽ ▽ ▽

都に条例があればそれでいいのか、というのが課題である。世田谷区が前文で述べるように、「地域社会全体で、市民一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれた状況を理解し、犯罪被害者等に配慮すること」が重要な課題だと理解すれば、おのずから市区町村における条例策定の必要性は市民にも納得できるはずである。

都内市区町村の犯罪被害者等支援条例策定がすすむことを求めたい。

＜参考資料＞

- 『犯罪に遭った被害者を支える街に…人生が急転した女性が苦しい経験語る 世田谷
「犯罪被害者支援条例」4月施行東京新聞 2025年3月27日

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/394417>

- 犯罪被害者等支援条例の制定状況と今後の課題（まちぼっとリサーチ 2023/4/17）

[犯罪被害者等支援条例の制定状況と今後の課題.pdf](#)

- 世田谷区犯罪被害者等支援条例

<https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/23399/28.pdf>